

# 重要事項説明書

大分豊寿苑居宅介護支援事業所

大分市大字皆春1521番地の1  
(097) 503-7233

# 大分豊寿苑居宅介護支援事業所

## 重要事項説明書

### 1 事業所の概要

事業所名	大分豊寿苑居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	大分市大字皆春1521番地の1 TEL(代表) 097-503-7233
事業所指定番号	大分市 4470100191
管理者	糸長 沙樹
通常の事業の実施地域	大分市 別府市 臼杵市 由布市(挾間のみ)

### 2 事業所の職員体制

職種	業務内容	配置人数
管理者 主任介護支援専門員	業務、職員の管理 居宅サービス計画作成 苦情受付	1名(常勤兼務)
介護支援専門員	居宅サービス計画作成 連絡調整、給付管理	7名(常勤専従) 1名(非常勤専従) 1名(非常勤兼務)

### 3 営業時間

区分	平日(土曜日)	祭日
営業時間	8:30～17:30	8:30～17:30 (日直が対応)

(注)ただし、年末年始(12/31～1/2)は、お休みとします。

○H21年4月1日から24時間連絡体制開始

連絡先 TEL 097-503-7233

業務の都合により、電話にでることが難しい場合がございます。

その際は、こちらから折り返しの連絡をさせていただきます。

#### 4 事業の目的

社会医療法人敬和会が開設する 大分豊寿苑居宅介護支援事業所が行う  
指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保すること及び、事業所の介護支援専門員が  
要介護状態にある高齢者に対し、介護保険法の基準原理に基づき、適正な居宅介護支援を  
行うことを目的とします。

#### 5 運営方針

- (1) 介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ  
自立した日常生活ができるように配慮します。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向  
を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的  
かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は居宅  
サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。  
※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与  
利用状況は別紙のとおりです。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支  
事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- (5) 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束  
その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行いません。  
やむを得ず、身体的拘束等を行なう場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況  
並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 6 居宅介護支援の提供方法、内容

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者の自宅、その他認められる場所へ  
介護支援専門員が訪問します。
- (2) 要介護認定がお済みでない場合は、要介護認定申請の代行等します。
- (3) 重要事項説明及び契約書の締結(契約開始)をします。
- (4) アセスメント(23 標準課題分析項目方式使用)を実施します。
- (5) 担当の介護支援専門員による居宅サービス計画を作成します。
- (6) 居宅サービス計画に対するご利用者の同意(保険者に提出)を得ます。
- (7) 居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定をします。
- (8) サービス担当者会議の開催(利用者の居宅、必要に応じて事業所内)をします。
- (9) 介護支援専門員が居宅訪問します。(頻度 最低月 1 回)
- (10) モニタリングの結果記録(月最低 1 回) 必要に応じて、計画の変更を行います。

#### 7 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 利用者の居宅が通常の事業実施地域以外の場合は、交通費片道100円を請求いたします。
- (3) お客様のご都合により、介護保険給付に制限が生じた場合は、いったん利用料を事業所にお  
支払いいただき、市役所にて払い戻しを受けていただく場合があります。

項目	要介護1～2	要介護3～5
居宅介護支援(Ⅰ)	1086単位	1411単位
初回加算	300単位	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位	
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位	
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	
通院時情報連携加算	50単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位	
特定事業所医療介護連携加算	125単位	

※1単位 10円

## 8 介護支援専門員の交代

### (1) 利用者からの交代の申し出

専任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指定は受けておりません。

### (2) 事業所からの担当介護支援専門員の交代

事業所の都合により介護支援専門員の交代をすることがあります。

その場合は、利用者及び家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように充分配するものとします。

## 9 秘密保持

(1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(3) 従業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るようにします。

## 10 個人情報の取り扱いについて

### (1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

### (2) 使用にあたっての条件

(ア) 個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内でおこないます。情報提供の際には関係者以外に漏れることがないように細心の注意を払うこととします。

(イ) 事業所は個人情報を使用した会議、内容等について記録します。

### (3) 個人情報の内容(例示)

(ア) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行なう為に必要な利用者や家族個人に関する情報

(イ) 認定調査票(各調査項目及び特記事項) 主治医意見書 介護認定審査会における判定結果の意見

### (4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

## 11 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

## 12 記録に関する整備

事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅介護支援の提供を終了した日をいう。)から最低5年間は保存するものとします。

## 13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

(2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

(3) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

○ 人権擁護、虐待防止等の防止については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談コーナー	電話番号	097-503-7233
	fax番号	097-522-2206
	虐待防止責任者	糸長 沙樹
	対応時間	24時間体制

#### 14 苦情処理の体制

当事業所に対する苦情は面接、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。苦情受付責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

苦情受付責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。

- サービスに関する苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様苦情コーナー	電話番号	097-503-7233
	fax番号	097-522-2206
	苦情受付責任者	糸長 沙樹
	対応時間	24時間体制

- 公的機関においても、苦情申し立てができます。

大分市 長寿福祉課	所在地	大分市荷揚町2番31号
	電話番号【代表】	097-534-6111
	対応時間	月～金 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	大分市大手町2丁目3番12号 市町村会館
	電話番号【代表】	097-534-8470
	対応時間	月～金 8:30～17:15

#### 15 質の高いケアマネジメントの確保について

- (1) 研修計画を立て、ケアマネジメントの向上に資するように、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防、家族に対する介護等を日常的に行なっている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例等研修に参加します。
- (2) 他法人が運営する居宅介護支援事業所との共同の事例検討会・研究会等を実施します。
- (3) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会議等へ参加します。

#### 16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期に業務再開を計るための計画（業務継続計画という）を作成します。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知すると共に、定期的に必要な研修及び訓練を定期的実施します。合わせて、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。



(別紙)

大分豊寿苑居宅介護支援事業所 みなはる

2024/9/9

ケアプラン サービス別事業所利用割合 (R06/03~R06/08)

- ① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与  
地域密着型通所介護の各サービスの利用割合

訪問介護	20%
通所介護	29%
地域密着型通所介護	9%
福祉用具貸与	71%

- ② 前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与  
地域密着型通所介護の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	
大分豊寿苑ヘルパーステーション	19%
清流苑ヘルパーステーション	12%
ヘルパーステーショントレイン	10%

通所介護	
そうりんデイサービス	20%
デイサービス大分 YY パーク	8%
ツクイ大分下郡	6%

地域密着型通所介護	
けいわデイサービス いきいきみなはる	45%
デイサービス公園通り	10%
碧	8%

福祉用具貸与	
株式会社フロンティア	34%
フランスベッド株式会社	16%
ブンゴヤヘルス・ケア	7%